

# 行政書士 <sup>すずき</sup> 鱸 弥生の情報発信

## NO.29 ～言葉のセクハラ・最高裁判決～

あったかいな～と思う日が増えてきて、春を感じます。  
さくらも、あと 2～3 週間ほどで見ごろに。楽しみですですね！！



今回は、言葉のセクハラを認めた最高裁の判決（2015. 2. 26）をみていきましょう。  
この事件は、大阪の水族館「海遊館」に勤務する男性管理職 2 人が、女性派遣社員 2 人に対して、1 年以上にわたりセクハラ発言を繰り返したことから、会社が懲戒処分（出勤停止と課長から係長への降格）を下したのですが、何ら警告もなく重い処分を下したのは違法だとして、男性管理職 2 人が処分の無効を求めて会社を提訴したものです。  
1 審→男性管理職敗訴、2 審→男性管理職勝訴、最高裁で男性管理職の敗訴が確定しました。

### 裁判所がセクハラと認定した発言

最高裁は、以下の発言をセクハラと認めました。これ以外にもたくさんあり、第 1 審判決（大阪地裁）では「職場における女性従業員に対するものとしては、常軌を逸している」としか評価しえないものである」とまでいっています。



- ・いくつになったん？ もうそんな年になったん。結婚もせんでこんな所で何してんの？ 親泣くで。もう、お局さんやで。こわがられてるんちゃうん。
- ・お給料全部使うやろ。足りんやろ。夜の仕事とかせえへんのか。時給いいで。したらええやん。
- ・夫婦間はもう何年もセックスレスやねん。でも俺は性欲は年々増すねん。なんでやろうな。でも、家庭サービスはきちんとやってるねん。切り替えはしてるから。・・・
- ・お客さんについて、「今日のお母さんよかったわ」「かがんで中見えたんラッキー」「好みの人いたなあ」



### セクハラ発言の難しさ

セクハラ＝「性的な言動」と定義されており、からだに直接触れることだけではなく、言葉のセクハラも含まれます。ただ、どこからがセクハラなのかという明確な線引きがないことから、現状では、言葉のセクハラだけで処分することを躊躇する企業が大半です。女性からセクハラで訴えられた男性がよく言うのが「女性が抵抗しなかったから OK だと思った」とい

うものです。2審判決でも、男性管理職が「女性派遣社員から明白な拒否の姿勢を示されておらず許されていると思っていた」とする主張を、男性側に有利な事情として斟酌していません。過去の判例においても、少なからず、このような主張を認めたものがあります。

### 「抵抗しなかったから」は通用しない

最高裁は、これを以下のように述べて否定しました。

「職場におけるセクハラ行為については、被害者が内心でこれに著しい不快感や嫌悪感を抱きながらも、職場の人間関係の悪化等を懸念して、加害者に対する抗議や抵抗ないし会社に対する被害の申告を差し控えたり躊躇することが少なくないと考えられる」と、声を上げられない被害者の立場を認めました。今回の判決は、言葉のセクハラ被害が長期間に渡っていたこと、加害者がセクハラを指導する管理職の立場にあったことなどから、管理職男性側には厳しい判決になりました。（個人的には当然だと思いますが）

### 「女は男よりも下」という(無)意識

昨年、東京都議会で一般質問にたった女性議員に対して、男性議員が「自分が早く結婚したほうがいいんじゃないか」「産めないのか」というやじを飛ばし、議論を巻き起こしました。国会議員でさえ、このような発言が出てくる背景には、日本男性の「女は男よりも下」「女は家で男の世話をするもの」という長い歴史の中で培われた女性軽視の気持ちがあるからではないでしょうか？このあたりの意識を、社会全体で変えていくことが必要ですが、具体的には、職場での徹底した啓蒙、幼い頃からの家庭や学校での教育などがあげられます。私自身も、少なくとも息子2人には男性も女性も対等な立場であることを言い聞かせています。息子2人は「女はこわ〜い」そうですが(笑) 今回の最高裁判決で、言葉のセクハラに対する意識が、社会全体で変化していくことを強く望みます。

### Pick Up 1

4月23日(木)、別紙のとおり、「こてんし」でお馴染みの池田真佑良さんとコラボセミナーを行います。一部は「エンディングノート」の書き方のポイントをお話させていただきます。二部は、オリジナリティーあふれる作品を和気あいあいと作れたらいいなと思っています。皆様のご参加、お待ちしております！！お申し込みは、携帯、メール何でもOKです。



### ◆行政書士10年 主婦20年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

離婚、相続、贈与、遺言、内容証明  
契約書全般、不動産(業務提携)、そ  
その他何でもお気軽にご相談ください。

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203(JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)